

感新企第541号  
令和5年3月13日

教育総務課長  
健康体育課長  
こども未来課長  
私学振興課長 } 様

新型コロナ対策企画課長

マスク着用の考え方の見直し後の  
保育所、幼稚園、認定こども園における濃厚接触者の特定について（周知）

日頃より、園における感染予防対策に御尽力いただきましてありがとうございます。  
本県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による保健所業務のひっ迫に伴い、令和4年6月16日付け感新企第132号にて、濃厚接触者の特定を園にお願いしてきたところです。

今般、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、令和5年3月13日以降は、園においても一般事業所と同じようにマスクの着用は、子どもを除き、個人の判断を基本とすることとなります。

そのため、今後、本県では園における濃厚接触者の特定については下記3のとおり取り扱うこととします。

引き続き、適切な感染予防対策の継続をお願いいたします。

記

**1 マスク着用の主な考え方**

- ・2歳未満時のマスク着用は推奨されない。
- ・2歳児以上の就学前の子どもについても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、マスク着用を一律に推奨しない。
- ・子どもの取扱いを除き、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由により、従業員又は利用者にマスクの着用を求めることは許容される。

**2 基本的な感染予防対策について**

- ・手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等を徹底する。
- ・有症状者については、登園・出勤を見合わせることを基本とする。

**3 園における濃厚接触者の特定等について**

- ・園等においては、一般事業所等と比べると、基本的な感染対策の実施に差異が生ずることもあるが、同一世帯内と比べて濃厚接触者が感染している確率は必

ずしも高くない。また、従事者が濃厚接触者となり、就業できずに、休園となった場合の社会経済活動への影響が大きくなるおそれもあることから、保健所による一律の濃厚接触者の特定・行動制限は行わない。

- ・活動状況等に応じて各園での感染拡大が危惧される場合に、各園の判断において感染者との接触者を特定し、登園自粛等を求めることを妨げるものではない。
- ・なお、家庭内に陽性者がいる場合は、同居家族は濃厚接触者と特定される。

**【参考：関連通知】**

参考1・・・B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

（令和4年3月16日付け（令和5年3月7日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発出事務連絡）

参考2・・・マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年3月13日以降の取扱い）

（令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発出事務連絡）

参考3・・・保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について

（令和5年2月10日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）

参考4・・・オミクロン株が主流である間の学校・園等における濃厚接触者の特定について（周知）

（令和4年6月16日付け感新企第132号新型コロナ対策企画課長通知）